名 称	能美市墓地周辺整備事業補助金交付要綱(抜粋)
目的	地区共有墓地の墓参環境向上のための整備に対する補助金の 交付に関し必要な事項を定めるもの

## (交付基準)

- 1. 補助は、墓参環境向上の整備をしようとする町会・町内会に対して、毎年度、予算の範囲内において行う。
- 2. 整備をしようとする町会・町内会は、計画書を市に提出し、補助採択を受けなければならない。採択を受けた工事を実施しようとする町会・町内会は、工事着工前に補助申請書を市に提出しなければならない。

# (補助対象)

- 1. 補助金の交付を受けることができる事業は次のとおりとする。
  - (1) 整地事業
  - (2) 外周土留、塀、植栽等の工事
  - (3) 参道整備
  - (4) その他特に必要と認めた工事

## (補助金額)

- 1.補助金の額は、用地費を除く補助対象工事費の30%以内とし、150万円を限度として単年度に限り交付する。
- 2. 補助金の額は、100円未満を切り捨てるものとする。

#### (事務担当)

この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民生活部生活環境課(TEL:58-2217、場所:本庁舎2階)で担当する。

電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい

## [URL]

https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/download Form/downloadFormList\_detail?tempSeq=1180 【QRコード】

